

岡山県国際コンテナ定期航路誘致促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、水島港において外貿定期コンテナ航路（以下「外貿コンテナ航路」という。）又は国際フィーダー航路（海上運送法（昭和24年法律第187号）に規定する貨物定期航路事業としてコンテナ船が就航する航路をいう。以下「コンテナ航路」という。）のコンテナ船による国際コンテナ定期航路の維持・拡大を図り、国際競争力の強化につなげるため、船社（国内船社、外国船社の日本法人又は日本総代理店をいう。以下同じ。）に対して、その実績に応じて、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象期間)

第2条 補助対象期間は、当該年度の前年度の1月1日から当該年度の12月31日までとする。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者は、前条に規定する補助対象期間において、コンテナ航路を運航している船社のうち、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 水島港国際コンテナターミナルを利用するコンテナ航路を運航する者であること。
- (2) 前号において、水島港入港料が発生する総トン数（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）第5条第1項の総トン数をいう。以下同じ。）が700トン以上のコンテナ船を運航する者であること。
- (3) 知事が認めるコンテナ航路を運航している者であること。
- (4) 岡山県税（延滞金等を含む。）の滞納がない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を申請することができない。

- (1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- (2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制の下にある者
- (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(補助金の額等)

第4条 第2条に規定する補助対象期間におけるコンテナ船の水島港入港料相当額について、船社ごとに外貿コンテナ航路と国際フィーダー航路の別に、次により補助金を交付するものとする。なお、補助金の交付予定金額の合計が予算額を超える場合、予算額を交付予定金額により按分して交付するものとし、1円未満の端数金額は切り捨

てるものとする。

(1) 外貿コンテナ航路

第2条に規定する補助対象期間に入港したコンテナ船の水島港入港料相当額の計に補助率を乗じて、水島港入港料相当額の100%を上限に補助金を交付するものとする。なお、船社ごとに第2条に規定する補助対象期間に入港した全てのコンテナ船の補助対象年取扱貨物量（当該船舶が補助対象期間に輸移出入した全てのコンテナ貨物の取扱量とし、1 F E U（40 フィートコンテナ）は、2 T E Uとして取り扱うものとする。以下同じ。）を算出し、この補助対象年取扱貨物量を1万T E Uで除し、これに100%を乗じたものを補助率とする。ただし、補助率が10%未満となる船社は補助金の交付対象外とし、補助金の額は、補助申請者1者当たり150万円を上限とする。

(2) 国際フィーダー航路

第2条に規定する補助対象期間に入港したコンテナ船の水島港入港料相当額の計に補助率を乗じて補助金を交付するものとする。なお、補助率は一律100%とする。ただし、補助金の額について、補助申請者1者当たりの上限は設けない。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、岡山県税（延滞金等を含む。）の滞納がないことを示す納税証明書及び第3条第2項に該当しない旨の誓約書を添付して、当該年度の1月末日までに知事に提出しなければならない。

2 申請者は、補助金交付申請書（様式第1号）に、日付、船名、コンテナ貨物のサイズ及び本数が確認できる水島港国際物流センター株式会社が運用するコンテナターミナル管理システムから集計した書類の写し（以下「書類の写し」という。）を添付しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第6条 申請者は、前条の規定に基づく補助金交付申請書等の提出については、電子情報処理組織を使用する方法（岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年岡山県条例第8号）第3条第1項の規定によるものをいう。）により行うことができる。

(交付決定及び交付確定)

第7条 知事は、第5条又は前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認める場合は、補助金の交付決定及び額の確定を同時に行い、補助金交付決定及び確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の審査にあつては、申請者に対し説明を求め、又は職員を申請者の事務所等に立ち入らせて、帳簿書類等の調査をすることができるものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 申請者は、前条の通知を受けたときは、速やかに補助金交付請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の請求書の提出があつたときは、その内容を確認し、当該請求書を受理した日から、30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 提出書類に虚偽の記載があつたとき。

(2) 不正行為があると認められたとき。

(3) この交付要綱に違反する行為があつたとき。

2 知事は、前項の規定による取消しをしたときは、補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に申請者に対して補助金を交付しているときは、期限を定めて、交付した金額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(加算金及び返還金)

第11条 申請者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から、納付の日までの日数に応じ、当該返還を命じられた補助金の額につき、年8.65%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命じられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じられた補助金の額に充てられたものとする。

3 申請者は、補助金の返還を命じられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年8.65%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

4 知事は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認められる場合は、申請者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成 26 年 9 月 12 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 8 月 9 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 9 月 17 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。